

## 交通不便地域指定申請について

### 1 目的

フィーダー補助を申請するためには、フィーダー系統の利用を前提とする交通不便地域※について、運輸局長の指定を受ける必要があります(資料3-2参照)。

当該指定の申請者は、活性化法に規定する協議会(当市では行田市地域公共交通会議)とされていることから、指定を受けるための申請について、当会議に諮るものです。

※半径1キロメートル以内にバスの停留所、鉄軌道駅が存在しない地域

### 2 申請内容

フィーダー補助を申請する南大通り線コース、西循環コース、観光拠点循環コースの利用を見込む地域であって、半径1キロメートル以内にバスの停留所、鉄道駅が存在しない区域を指定

### 3 ご審議いただく内容

次の(1)～(4)までの申請書類一式に記載の申請内容についてご審議ください。

- (1) 交通不便地域指定申請書
- (2) 交通不便地域指定申請書別紙
- (3) 交通不便地域図面
- (4) 交通不便地域の人口の挙証資料